

- 第1パドックは、「第1パドック駐車券」をお持ちの車両が駐車可能となります。テント設営、車両の駐車は駐車枠内をお願いいたします。
- サービスカーでない車両や大型車（トランスポーター・積載車）が駐車枠内に収まらない場合は、第2パドックに駐車してください。
- 車両通行証（駐車券）は必ず外部から見える位置に掲示してください。